

(通知、催告)

第六条 寄託者は、その氏名若しくは名称、住所又は電話番号を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。

- 2 当会社の寄託者又は証券所持人に対する通知又は催告は、当該寄託者若しくは証券所持人を知ることができないとき又はその所在を知ることができないときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第九十八条に定める方法により行うことができる。

(動産譲渡登記の通知)

第七条 寄託者は、寄託物を目的とした動産譲渡登記がなされた場合は、その旨を当会社に通知し、登記上の譲受人からの引渡請求に係る当会社からの催告の送付先、責任者の職責及び氏名を書面、ファクシミリ装置又は電磁的方法により提出しなければならない。

- 2 前項に定める送付先に、配達証明付内容証明郵便により送付した催告書は、その催告書が通常到達すべきであった時に、当該寄託者に到達したものとみなす。

(業務上受領する金銭の利息)

第八条 当会社は、業務上受け取った金銭に対しては、利息を付けない。

第二章 寄託の引受け及び受寄物の入庫

(寄託引受けの制限)

第九条 当会社は、次の場合には、寄託の引受けをしないことができる。

- 一 当該寄託の申込みがこの約款によらないとき。
- 二 当該貨物が危険貨物、変質又は損傷しやすい貨物、荷造りの不完全な貨物その他の保管に適しない貨物と認められるとき。
- 三 当該貨物の保管に適する設備（自動化機器及び情報システムに関わるものを含む。）がないとき。
- 四 当該貨物の保管に関し特別の負担を求められたとき。
- 五 当該貨物の保管が法令の規定又は公序良俗に違反するとき。
- 六 寄託者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に定める暴力団若しくはこれに準ずる組織又はその構成員若しくはその関係者と判断できる場合。
- 七 当該貨物の保管のための施設又は装置の機能に支障があるとき。
- 八 その他やむを得ない事由があるとき。

(寄託申込書)

第十条 寄託者は、貨物の寄託に際し、この寄託約款を承諾のうえ、当該貨物に関して次に掲げる事項を記載した書面（以下「寄託申込書」という。）を提出しなければならない。

- 一 貨物の種類、品名、個数、数量、単位及び荷造りの種類並びに記号・規格
- 二 危険物（少量危険物を含む。）であるときは、その旨
- 三 寄託者の氏名又は名称、住所及び電話番号
- 四 保管場所及び保管期間を定めたときは、その旨
- 五 貨物の寄託申込み当時の価額
- 六 貨物の保管又は荷役上特別の注意を要するときは、その旨
- 七 その他必要な事項

- 2 前項の寄託者は、寄託申込書の提出に代えて、寄託申込書に記載すべき事項をファクシミリ装置又は電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該寄託者は、寄託